

「(仮称)高知県国見山周辺における風力発電事業環境影響評価準備書」に対する環境大臣意見

本事業は、電源開発株式会社が、高知県香美市、長岡郡本山町及び同郡大豊町において、最大で出力50,600kWの風力発電所を設置するものである。

今日の地球温暖化の危機的状況において、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」(令和3年10月22日閣議決定)では、「2050年カーボンニュートラルを実現するために、再生可能エネルギーについて、主力電源として最優先の原則の下で最大限の導入に取り組む」こととしている。そのため、風力発電を含む再生可能エネルギーの最大限の導入を進めるに当たっては、適切なコミュニケーションの確保や環境配慮、関係法令の遵守等を通じた地域との共生を進めていくことが必要である。

一方、本事業の工事計画は、風力発電設備及び工事用・管理用道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の新設、谷部への盛土等により、土工量が大きく、大規模な土地の改変を伴うものとなっている。

また、対象事業実施区域及びその周辺は、森林法(昭和26年法律第249号)に基づく水源かん養保安林及び砂防法(明治30年法律第29号)に基づく砂防指定地に指定されている。

さらに、対象事業実施区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。)に基づき国内希少野生動植物種(以下「国内希少種」という。)に指定されているクマタカの営巣及び繁殖が確認されているほか、種の保存法に基づき国内希少種に指定されているヤイロチョウ及び「環境省レッドリスト2020」(令和2年3月環境省)で絶滅危惧B類に分類されているブッポウソウの生息が確認されている。

加えて、対象事業実施区域及びその周辺はサシバの集結地となっており、サシバ等の渡り鳥の飛翔も確認されている。

以上のことから、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

(1) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、高知県をはじめとした関係機関等と調整を十分に行うとともに、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

(2) 工事計画の見直しについて

本事業の工事計画は、風力発電設備等の新設、谷部への盛土等により、土工量が大きく、大規模な土地の改変を伴うものとなっている。また、対象事業実施区域及びその周辺は、森林法に基づく水源かん養保安林及び砂防法に基づく砂防指定地に指定されており、土地の改変に慎重を要する地域である。

このため、土工量及び土地の改変を最小限に抑えたものとなるよう、2.各論(1)も踏まえ、工事計画のさらなる見直しを検討すること。なお、改変区域の大幅な変更がある場合には、調査、予測及び評価を再度実施し、その結果に応じて必要な環境保全措置を講ずること。

(3) 事後調査について

ア 事後調査を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるよう、これまでの調査結果及び専門家等からの助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。また、検討の過程やその対応方針等を公開し、透明性を確保すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

2. 各論

(1) 土地の改変に伴う自然環境に対する影響

ア 対象事業実施区域及びその周辺は、砂防法に基づく砂防指定地に指定されており、治水上砂防のための砂防設備を要する土地または一定の行為を禁止し若しくは制限すべき土地とされている。しかしながら、本事業では、風力発電設備等の一部が砂防指定地内に配置される計画となっており、引き続き関係機関等との調整を踏まえた検討が必要である。

このため、砂防指定地内における風力発電設備等については、砂防法の行為の許可基準に適合する設置計画とならない限りは、設置の回避又は配置等の変更を含む事業計画の見直しを行うこと。

また、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等の助言を踏まえるとともに、これらの内容については、評価書において適切に記載すること。

イ 対象事業実施区域及びその周辺は、森林法に基づく水源かん養保安林及び砂防法に基づく砂防指定地に指定され、土地の改変に慎重を要する地域である。また、本事業の工事計画は、風力発電設備等の新設、谷部への盛土等により、土工量が大きく、大規模な土地の改変を伴うものとなっていることから、事業の実施に伴う森林の伐採並びに土砂の崩落及び流出による水環境、植物、生態系等への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、関係機関等との調整も踏まえ、土砂の崩落又は流出の可能性の高い箇所の変更を回避するとともに、風力発電設備等の配置、設置高、線形等の見直しや、擁壁工等の構

造物の活用等により、可能な限り土地の改変を抑制し、土砂の崩落又は流出による水環境及び動植物の生息・生育環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、種の保存法に基づき国内希少種に指定されているクマタカの営巣及び繁殖が確認されているほか、種の保存法に基づき国内希少種に指定されているヤイロチョウ及び「環境省レッドリスト2020」で絶滅危惧 B類に分類されているブッポウソウの生息が確認されている。また、対象事業実施区域及びその周辺はサシバの集結地となっており、サシバ等の渡り鳥の飛翔も確認されている。

このため、本事業の実施による鳥類への影響を回避又は低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア 鳥類の風力発電設備への衝突や移動経路の阻害等に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うことから、稼働後のバードストライクの有無に係る事後調査を適切に実施すること。また、事後調査の結果、多数の鳥類の衝突が確認される等、重要な鳥類や渡り鳥に対する重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、渡り鳥の移動経路等に係る調査、ブレード塗装やシール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置、渡り鳥の衝突のおそれが高い季節及び時間帯の稼働調整等の追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 対象事業実施区域及びその周辺において、クマタカの営巣及び繁殖が複数確認されているほか、ヤイロチョウ及びブッポウソウの生息が確認されていることから、風力発電設備等の工事の実施に当たっては、専門家の助言等を踏まえ、工事内容、工事時期及び工事期間に係る環境保全措置を講ずること。

ウ 稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容を事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。